

2020年11月2日

経済産業大臣 梶山弘志 様  
環境大臣 小泉進次郎 様  
消費者庁長官 伊藤明子 様

## 容量市場制度の見直しを求める意見

東京都生活協同組合連合会  
専務理事 秋山 純

2020年7月に実施された容量市場制度におけるオークションの結果、ほぼ上限価格で約定することとなりました。この結果は消費者に過度な負担増をもたらすだけでなく、電力自由化自体が形骸化し、脱炭素社会の実現・再生可能エネルギーの普及の妨げになるなど、消費者の権利の侵害や暮らしへの悪影響につながることを強く危惧します。以下のような理由から、今回の約定結果の白紙撤回と、容量市場制度の再検討を求めます。

### 1. 消費者をはじめ需要家にとって、不当な電気料金値上げにつながる制度の見直しは見 過ごすことはできません。

今回のオークションでは、約定価格が制度趣旨である発電所を維持するために必要とされた想定金額を大幅に上回りました。この費用は、容量拠出金相当額として基本的に消費者が支払う電気料金に転嫁されると考えられます。ある試算によれば一般家庭の平均的な負担増は年間約1万円になるとも言われ、消費者にとって大きな負担となります。

そもそも容量市場で回収することが想定されているのは初期投資などの固定費ですが、日本の大半の発電所の初期投資費用などは、かつての地域独占時代に総括原価方式のもと電気料金に算入されており消費者はすでに支払っています。こうした二重払いを消費者に求めるような仕組み自体が大きな問題だと考えます。

### 2. 新電力事業者に不公正な競争を強いることになり、消費者にとって電力会社の選択肢 が狭まるような制度の見直しは認められません。

中小規模の新規電力事業者が多い現状では、今回の約定価格に基づく容量拠出金により相当数の新電力事業者の経営が圧迫されることが予想されます。一方で、旧一般電気事業者である大手電力の小売会社（みなし小売）は、古い大規模な発電所との直接契約を多く持つなど、その実質負担は大きくありません。容量市場導入の結果、新電力事業者の負担だけが一方的に増加し、結果的に大手電力に対して中小の新電力事業者が競争上不利な立場に追いやられてしまいます。

電力小売全面自由化は、エネルギー需給の領域で、消費者が「電力会社や利用サービスを選べる」というしくみを保証するものであったはずですが、大手電力の寡占化が進み、電力自由化が形骸化してしまうことで消費者の選択肢が狭まることを強く危惧します。

### **3. 消費者の理解が得られるよう、制度に関する情報を公開し、説明責任を果たすことを求めます。**

現状、だれが保有するどの電源が入札し、落札したのかなどの詳細は公表されていません。このような説明責任に欠ける不透明な制度設計は、市民の知る権利を侵害し、消費者の容量市場制度への理解を妨げているといわざるを得ません。そもそも複雑な容量市場の仕組みと相まって、制度自体に対する消費者の理解と納得が得られているとは言えません。容量市場の仕組みや現状について、必要な情報を公開し、消費者に丁寧に説明することを求めます。

### **4. 脱炭素社会の実現・再生可能エネルギーの普及を妨げる制度は受け入れられません。**

容量市場制度は、原発や石炭火力など常に一定量を発電し続ける電源がより多くの価値を認められることで、こうした電源が温存されることにつながります。言い換えると、容量市場は原発や石炭火力からの電気を使いたくないとして、新電力事業者に切り替えた消費者に対しても、継続して原発や石炭火力の維持費を徴収する仕組みであるとも指摘できます。

2011年の東京電力福島第一原子力発電所の重大事故が私たちの暮らしに大きな影響を及ぼし、今日にいたっても事故の収束が見通せない状況です。さらに世界的に気候危機が叫ばれるなか、エネルギー政策で優先されるのが持続可能性と安全性であることは言うまでもありません。電力小売全面自由化以後、多くの消費者がこの課題を自分ごととしてとらえ、原発や石炭火力からの電気を使わないために再生可能エネルギーの供給を目指す新電力事業者を選択してきました。そのような消費者の思いをつなぎ、再生可能エネルギーの利用を推進してきた新電力事業者の事業継続に重大な影響を及ぼす容量市場制度は、主体的に電力を選択してきた多くの消費者の意思をないがしろにするものであり、原発や石炭火力などの持続可能性のない電源を温存することにより、将来世代の生存する権利をも奪うものです。

「再生可能エネルギー主力電源化」や「非効率石炭火力のフェードアウト」等の第5次エネルギー基本計画に示された方針を推進するうえでも、今回の制度設計の抜本的な再検討を強く求めます。

以上